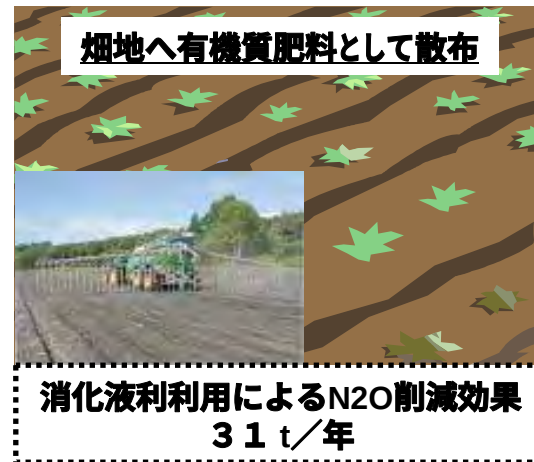


家畜排せつ物メタン発酵等利用システムの構築

地区内にある既存のメタン発酵施設

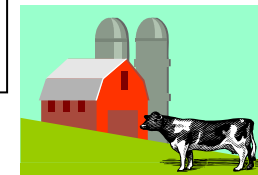


土壌分析器、消化液散布機の整備

廃液の適正処理

廃液 (消化液)

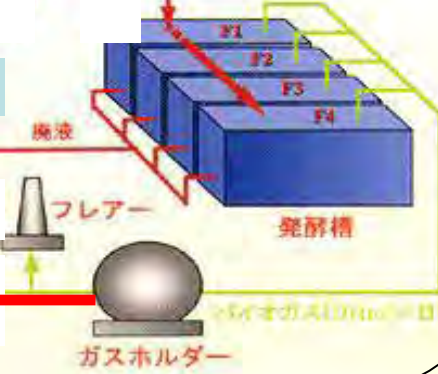
家畜ふん尿
10,000tで試算



メタン発酵槽



家畜ふん尿の適正処理



メタンガス

エネルギーの有効活用

電気

熱

コ・ジェネ発電機



集出荷施設等での電気利用

メタン利用によるCO2削減効果
76 t/年

モデル地域内でのエネルギー収支の検証

施設園芸暖房用として熱利用



メタン利用によるCO2削減効果
133 t/年

地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

対策のポイント

地域で生産されたバイオディーゼル燃料（BDF）を農業機械に継続的かつ安定的に利用することを目指した地産地消型のBDF利用モデルの確立に向けた地域の取組を支援します。 [平成20～22年度 49（57）百万円]

BDFの農業利用上の課題

廃食油由来
のBDF

廃食油の原料やBDFの製造方法によって性状が安定しないため、エンジンの腐食等のトラブルが発生しやすい。

なたね油由来
のBDF

国内ではなたね生産にコストがかさむことから、BDFが高価となる。

BDF製造上の課題

廃食油由来
のBDF

地域社会の協力が不可欠なため、多くの実証地域では原料（廃食油）の確保が課題となっている。

本事業における実証地域の取組み

農業生産サイド

農業機械の省エネ利用技術の実践



(例) 水稲生産
1ha当たりの
軽油消費量：
140リットル程度

BDFの長期安定利用技術の実践

水稲用の機械装備を用いたなたねの低コスト生産技術の導入



地域内の遊休農地の利活用

BDFの供給

なたね油の供給

BDF製造サイド



農業機械に適したBDFの収集・製造技術の導入

廃食油供給サイド

給食センター

生協

スーパーマーケット

等

廃食油の供給

BDFの地産地消による土地利用型農業の
温室効果ガス排出量低減技術を確立

水田からストップ地球温暖化！

～ 土壌由来温室効果ガス発生抑制事業～

今まで水田にすき込んでいた稲わらをたい肥に転用することでメタンの発生を抑制できます！
農林水産省ではこのような取組をする農業者を地域の実態に応じて支援します。

STEP1

定額補助

稲わらを活用したいけど何から始めたらいいかわからない

すき込みに利用されている稲わらからたい肥への転換するため、以下の取組について助成を行っています。定額で助成！！

- 地域の稲わらや家畜排せつ物の発生量の調査やアンケート調査に係る印刷費や賃金などの経費
- たい肥散布・稲わら収集で使用するたい肥の運搬・購入経費、収集機械等のリース代
- たい肥の施用方法や稲わら収集に関する講演や技術指導の講師謝金
- 土壌分析 等

STEP2

補助率1/2

収集の体制は整ったけれど、機械や設備がない！！

水稻単作地帯及び畜産地帯周辺における稲わらたい肥化への取組を支援するため、以下の施設及び機械について助成を行っています。
補助率 1 / 2 で助成！！

- たい肥貯留施設・有機物供給施設
- 稲わら収集機（テッター、レーキ）
- ロールベアラー
- ロールグラブ
- ホイールローダー
- たい肥専用運搬車両
- マニュアルスプレッダー



STEP3

稲わら1kgあたり20円の助成

体制も機械も整っているけれども、なかなかうまくいかない！

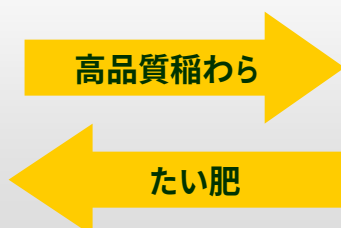
飼料用高品質稲わらと家畜排せつ物たい肥の交換を促進するため、稲わらの収集、調整に必要な経費について助成します。

稲わら1kgあたり20円を定額で助成！！

※STEP3の事業と他の事業は一緒に実施できません。



耕種農家



畜産農家

事業実施主体、要件

○事業実施主体：農業協同組合、公社、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体等

○事業実施要件

- ・受益農家が原則として3戸以上であること。
- ・稲わらをすき込んでいる水田面積が地域の水稲作付面積の4割以上であり、事業実施年度の翌々年度までに稲わらのすき込み割合を30%以上削減できることが確実に見込まれる地域であること。

お問い合わせ先

○各地方農政事務所

○農林水産省 生産局 農業環境対策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-8111(代) 内線4762

○東北農政局 生産経営流通部農産課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎
TEL:022-263-1111(代) 内線4096

○関東農政局 生産経営流通部農産課

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL:048-600-0600(代) 内線3308

○北陸農政局 生産経営流通部農産課

〒920-8566 金沢市広坂2-2-60金沢広坂合同庁舎
TEL:076-263-2161(代) 内線3318

○東海農政局 生産経営流通部農産課

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL:052-201-7271(代) 内線2420

○近畿農政局 生産経営流通部農産課

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL:075-451-9161(代) 内線2368

○中国四国農政局 生産経営流通部農産課

〒700-8532 岡山市下石井1-4-1
TEL:086-224-4511(代) 内線2417

○九州農政局 生産経営流通部農産課

〒860-8527 熊本市二の丸1-2
TEL:096-353-3561(代) 内線4216

○内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農畜産振興課

〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1
TEL:098-866-0031(代) 内線83371

地球温暖化に適応した安定的な農業生産技術等の実証・普及

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 報告書によると、
○過去100年間に平均気温は 0.74°C 上昇
○21世紀末の平均気温上昇は $1.1^{\circ}\text{C} \sim 6.4^{\circ}\text{C}$ と予測
○2030年までは社会シナリオによらず10年当たり 0.2°C の気温上昇

地球温暖化は加速的に進行

- ・温暖化により農業生産への影響が既に発生。
・今後温暖化の進展により更に影響が拡大することが予測。

地球温暖化による主な農業生産への影響

水稲の品質低下

- 西日本中心に、
高温障害により白
未熟粒が発生



りんごの品質低下

- 東北、関東
及び北陸地方
において、りん
ごの着色不良
が発生



温暖化に適応し
る技術・取組の導
入・実証を支援

〈メニュー例〉

①水田作: 地下灌漑システム (FOEAS) を導入し、ほ場の地下水位を制御することによる水稲の水管理、大豆の土壌水分管理技術等の実証・普及

②果樹作: 着色優良品種 (例: りんご「秋映」) 等温暖化適応品種の導入および当該品種最適栽培技術等の実証・普及

③茶業: 点滴かん水技術、自動広域予察技術、無農薬捕虫技術、減農薬散布技術等干害や病虫害対策技術等の実証・普及

④野菜作: 単為結果性品種 (例: なす「あのみり」) 等温暖化適応品種の導入および当該品種最適技術等の実証・普及

有機農業総合支援対策

有機農業の現状

- ・ 有機農業は環境と調和し、消費者ニーズの高い取組
- ・ 一方、慣行農業と比べて技術の確立・普及が遅れており未だ取り組みは少ない(有機農産物の割合:0.19%)

超党派の議員による有機農業推進法(議員立法)の成立(18年12月)

- ・ 有機農業の推進に関する基本方針の策定

全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、全国各地に有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成。

全国段階

参入促進 普及啓発

- ・ 相談窓口の整備、有機農業者との交流会の開催
- ・ 技術情報の収集・提供
- ・ 有機農業セミナーの開催、メディアを活用した周知活動



地域段階

技術の習得

- ・ 有機農業技術支援センターの整備
- ・ 技術交流会の開催



販路の確保 消費者との交流

- ・ 販路開拓のためのマーケティング活動
- ・ 農産物のPR、流通販売フェアの開催
- ・ 消費者との交流イベント



経営基盤の安定

- ・ 技術実証ほの設置
- ・ 有機種苗供給・土壌診断の推進(有機農業技術支援センター)

有機(オーガニック)モデル
タウンの育成

有機農業の普及・定着

産地生産拡大プロジェクト支援事業

市町村内の農業関係者が一丸となり、主体性と創意工夫を発揮して行う生産拡大に向けた産地改革を促進することにより、国内農業生産の増大を先導し食料自給率向上の中核を担う産地を確立する。

産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費 11,603千円
産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金 1,200,000千円

ポイント①

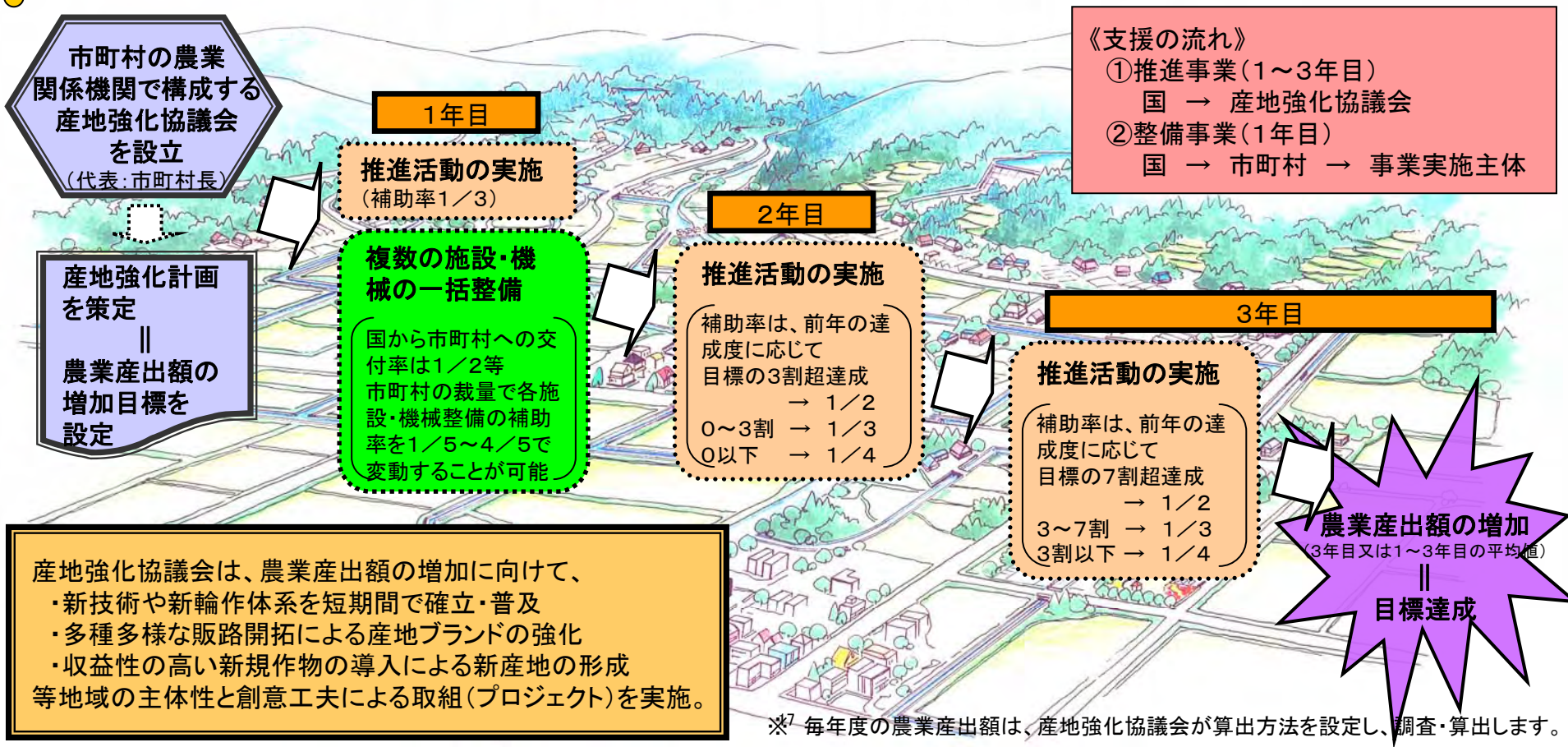
市町村における農業産出額の増加目標の達成に向けた取組を総合的に支援

ポイント②

前年の目標達成度に応じて、国の推進活動の補助率が変動（2年目・3年目）

ポイント③

目標達成に必要な施設・機械の一括整備が可能（1年目）
補助率は市町村の裁量で可変



農業産出額の増加に向けた産地の取組事例

A町の取組事例

計画の概要

○大豆・麦の新技术・施設の整備により生産規模の拡大、品質向上を目指す。

○担い手を中心とした、法人化の推進とキャベツ等の新規園芸作物・観光農業等の導入を促進する。

○ハトムギ・ひまわり等の加工品を開発し、PR活動の展開、各種イベント参加による販路・消費の拡大を図る。

推進事業

- ・新技术普及のための研修会の開催、園芸品目の栽培講習会の実施
- ・加工品開発等に向けた検討会の開催、試作品の作成
- ・販路拡大に向けた意見交換会の実施
- ・直売所・スーパー等でのPR活動の実施等

整備事業

- ・大豆・ハトムギの生産、乾燥調製機能の基盤確立のため、大豆・ハトムギの乾燥調製施設の整備
- ・麦の低温貯蔵施設の整備

B町の取組事例

計画の概要

○フルーツマトの共同育苗施設を導入し、品種・系統及び肥培管理の統一によりブランド化を推進する。

さらに、共同選果施設を導入し、品質基準の格差解消、選別時間を軽減し更なる作付拡大を図る。

○消費者ニーズに合わせたアスパラガスの選別施設を導入し、労力の軽減、収量・単価の向上を図る。

推進事業

- ・新規作物栽培技術向上のため技術講習会の開催
- ・地場企業との連携の下、春小麦加工品の開発及び試食販売により消費者の反応を調査
- ・町の消費実態及び市場の調査等

整備事業

- ・トマトの選果施設(フリートレイ方式)の整備
- ・アスパラガスの選別施設の整備
- ・低コスト耐候性ハウスの整備

C市の取組事例

計画の概要

○労働時間の削減、農業所得の確保など、担い手中心の効率的かつ安定的な農業経営の確立を推進する。

○アスパラガスの選別出荷施設を導入し、鮮度保持、品質の高位平準化及び出荷調整による収量増加を図る。

○小麦品質分析計の整備により品質向上を図り、実需者の信頼を確保する。また、分析結果を元に生産者へ栽培技術改善指導等を実施し、高品質・高収量を両立する。

推進事業

- ・小麦の新品種と従来品種の比較試験の実施
- ・生産者向けの水稻・小麦の生育ステージ毎の技術講習会の開催
- ・グリーンアスパラガスの露地灌水試験の実施及び灌水施設の普及活動の推進等

整備事業

- ・グリーンアスパラガスの選別出荷ラインの導入
- ・利雪型予冷库の整備
- ・生小麦分析計の導入

国産原材料供給力強化対策 -加工・業務用需要への対応-

21 年度概算決定額
5,564百万円の内数(新規)

- ①安定供給に向けた中間事業者の育成・強化
- ②定時・定量・定品質・定価格(「4定」)と多様なニーズ
- ③安全・安心の確保
- ④一次加工の高度化、近代化

課題

- ⑤生産・流通体制の高度化
- ⑥産地・生産者側の意識改革と産地体制の整備
- ⑦高付加価値化商品、商材の開発
- ⑧食品製造業者等の国産原材料の受容能力拡大

[ソフト] 加工業務用品種の適応性試験、
斉一性生産技術、GAP、
トレーサビリティシステムの導入 等
[ハード] 低コスト多機能選果ライン整備、
省力化機械体系の導入 等

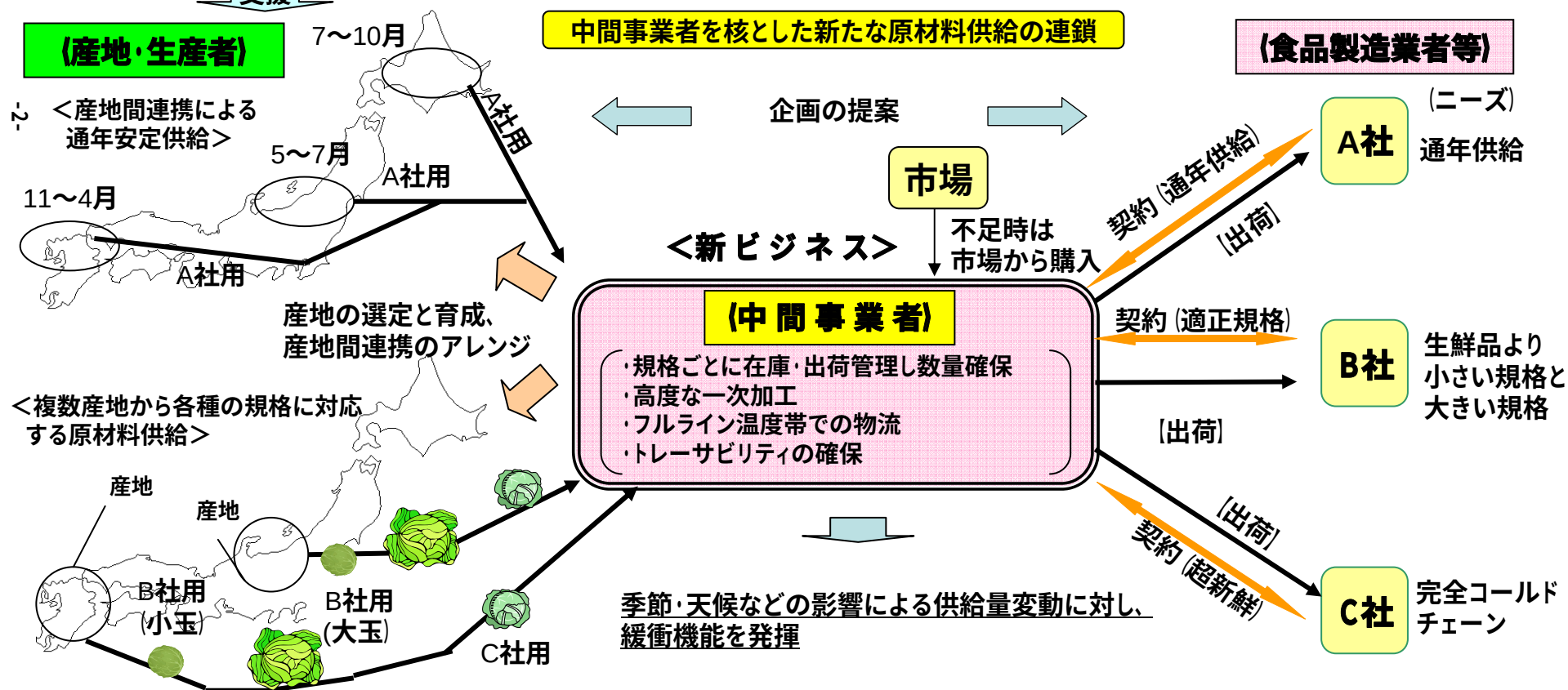
支援

[ソフト] 産地と食品製造業者等との連携体制の
構築
残留農薬分析、トレーサビリティの導入、
保冷コンテナのリース 等
[ハード] コールドチェーン対応流通施設の整備 等

支援

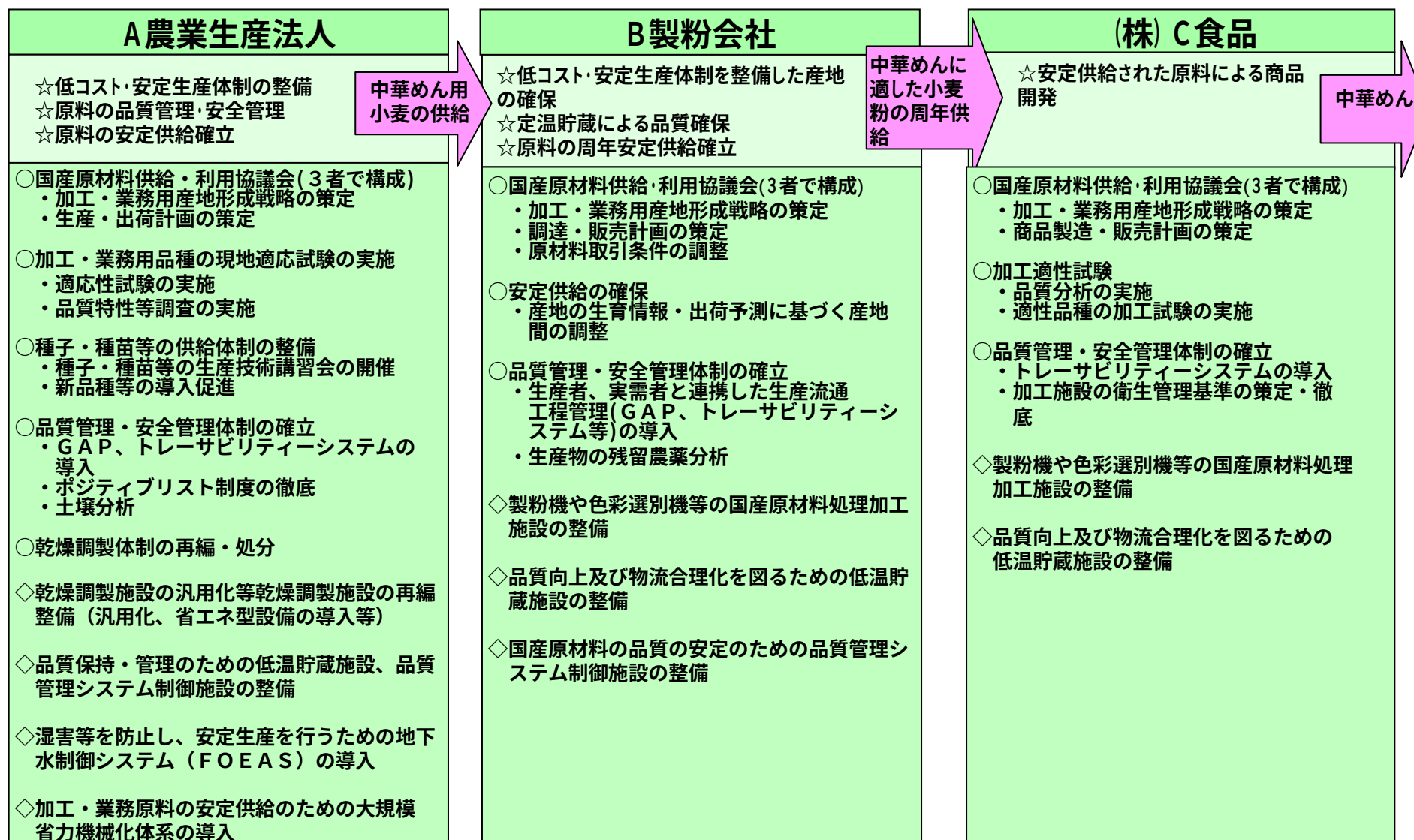
[ソフト] 加工適性・商品化試験の実施 等
[ハード] 衛生的な加工施設の整備 等

支援



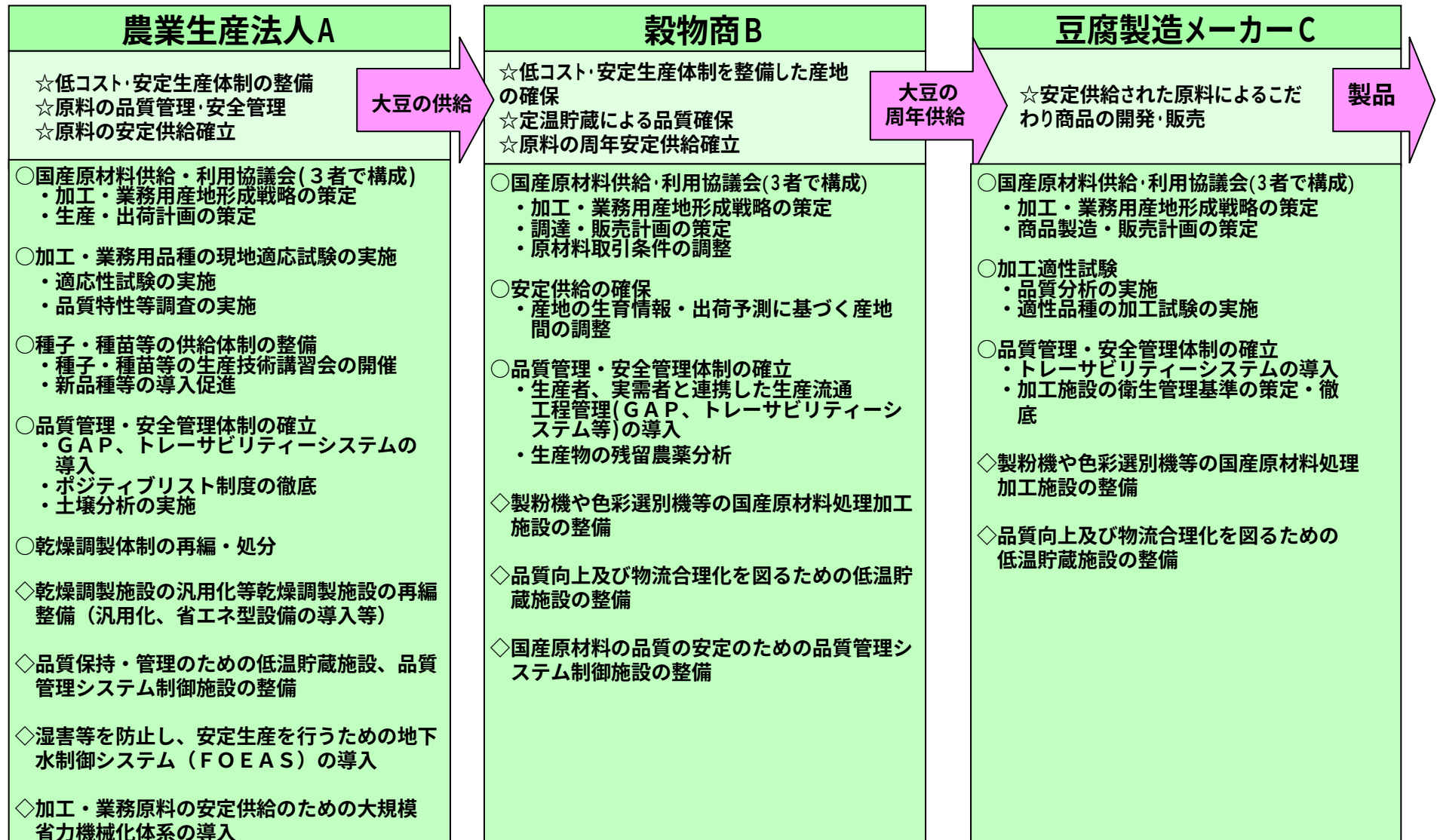
加工・業務用供給力強化対策 (仮称) 取組イメージ (麦)

B製粉会社は、A農業生産法人が生産した中華めん用小麦を調達し、最終製品に適した品質及び一定量を確保した製粉を行い、外食産業等に中華めんを納入する(株)C食品に対し、安定供給を行う。



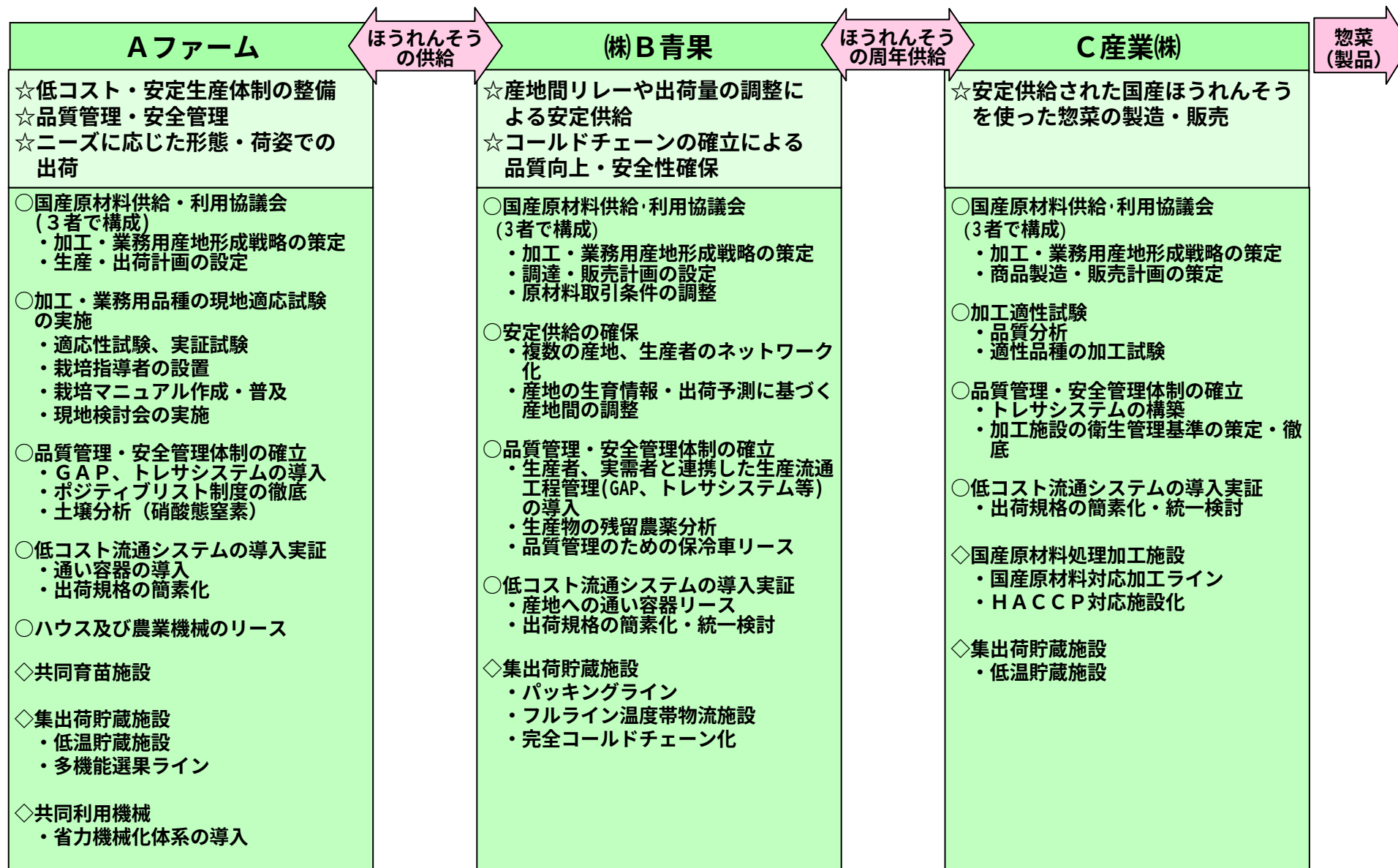
加工・業務用供給力強化対策(仮称) 取組イメージ(豆類)

農業生産法人Aは、穀物商Bを通じて豆腐製造メーカーCに対して、高品質でまとまった数量の大豆を供給するための生産技術の向上、新品種の導入等に対応。穀物商Bは周年安定供給のための低温貯蔵施設等の整備と、実需者ニーズの把握、製造メーカーからの原料の品質要望を情報提供。豆腐製造メーカーCは周年供給される国産大豆を原料として、新製品の開発等を行う。



加工・業務用供給力強化対策（仮称）取組イメージ（野菜）

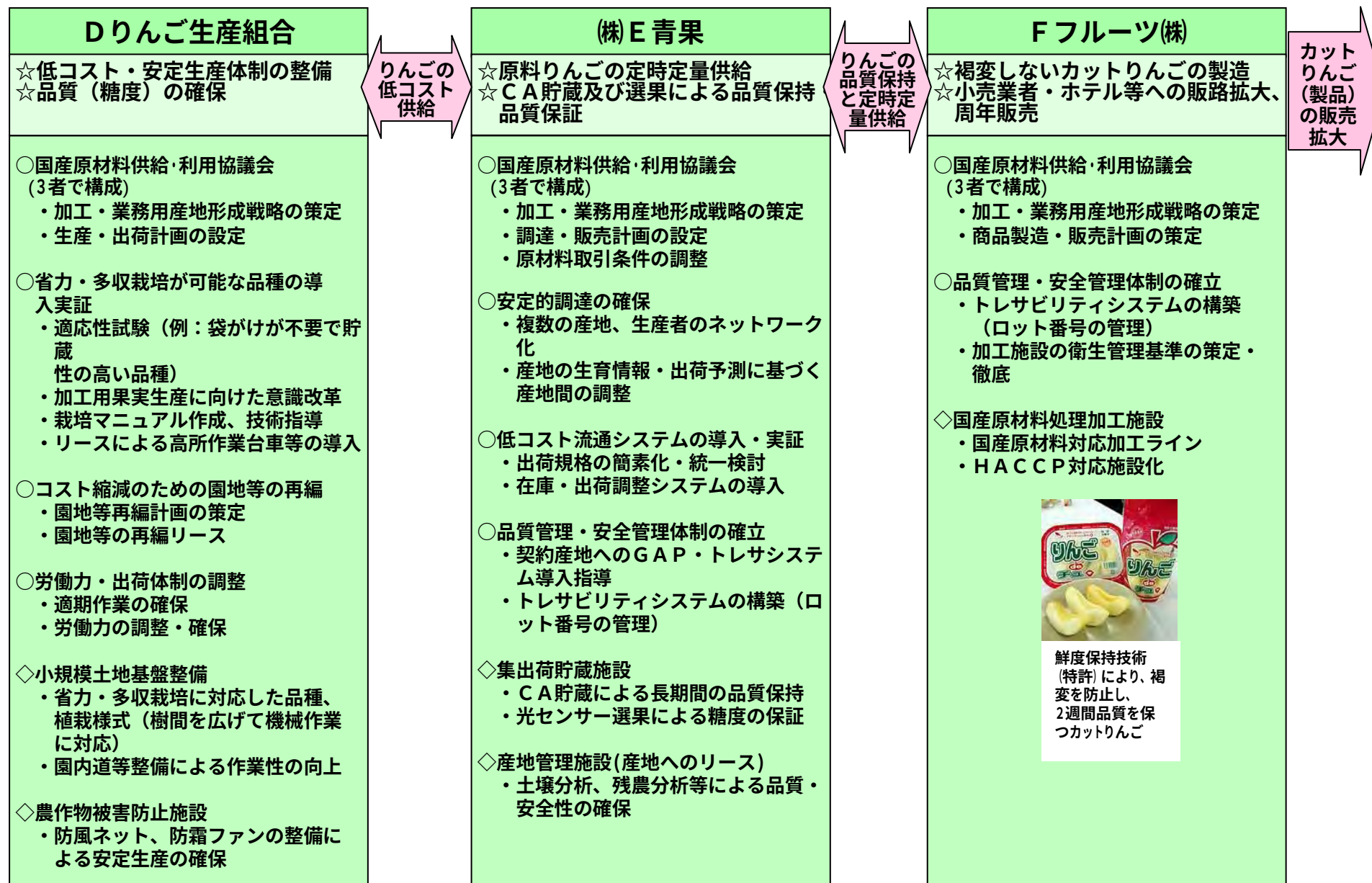
B 青果は、A ファーム等の産地からほうれんそうの調達を行い、完全コールドチェーンによる品質保持を図りつつ、コンビニ等に惣菜等を納入するC 産業に対し、定時定量供給を行う。





加工・業務用供給力強化対策（仮称）取組イメージ（果実）

E 青果は、D 組合等の産地からりんごを調達し、C A 貯蔵等による品質保持を図りつつ、ホテル等にカットフルーツを納入する F フルーツに対し、定時定量供給を行う。



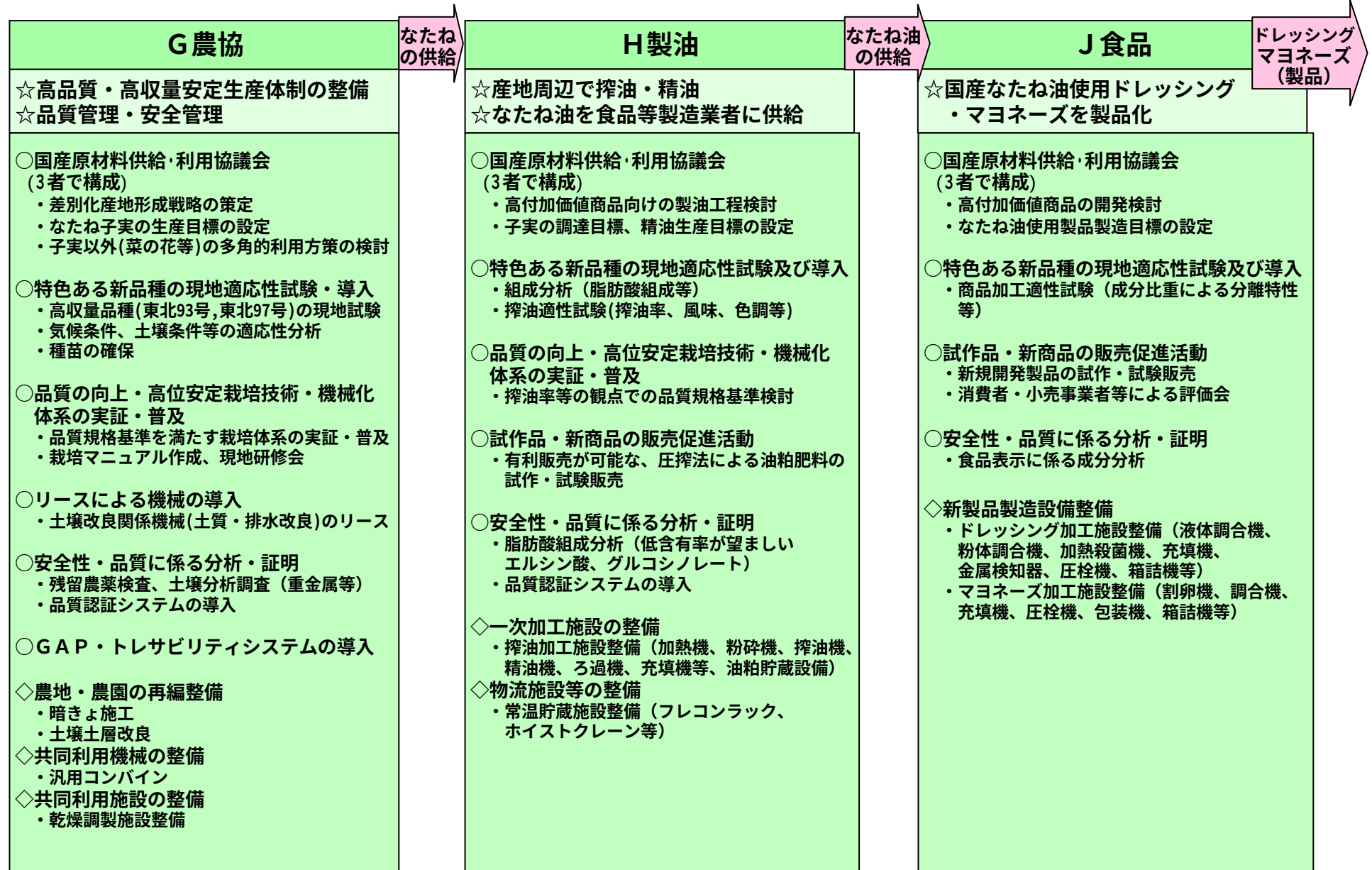
国産原材料供給力強化対策（仮称）取組イメージ（茶）

L 農事組合法人は、産地（農業生産法人K）と提携して、高品質生葉の安定調達を行い、荒茶加工（蒸し、揉み、乾燥等）を行いつつ、高品質ブランドリーフ茶製造やドリンクチェーンでの緑茶展開等を図るM製茶と提携して、高品質な荒茶原料の安定供給を担う。

農業生産法人K	生葉の供給	L 農事組合法人(産地荒茶製造者)	荒茶の供給	M製茶（茶商）	リーフ茶（製品）
☆高品質茶葉・茶種の安定生産体制の整備 ☆品質管理・安全管理		☆高品質生葉を調達し、産地周辺で荒茶加工 ☆深蒸し茶、かぶせ茶等の荒茶を茶商に供給		☆仕上げ加工(選別、乾燥、合組等)し、高品質ブランドリーフ茶を製品化	
○国産原材料供給・利用協議会 (3者で構成) ・差別化産地形成戦略策定 ・茶種に応じた園地再編、作付、摘採計画の策定 ・茶種ごとの生葉生産目標の設定 ○品質の向上・高位安定栽培技術・機械化体系の実証普及 ・実証試験(被覆栽培用被覆資材、データ収集等) ・品質分析(生葉中カテキン含量の経時変化分析等) ・栽培マニュアルの作成・普及、研修会の実施 ○高付加価値商品等の開発、試作、改良 ・消費者・専門小売店との交流会の開催 ○安全性確保のための品質管理の徹底等産地指導 ・GAPの導入、ポジティブリスト制度の周知徹底 ・土壌分析(硝酸態窒素等) ○種苗生産供給体制の整備 ・原苗の確保、育苗圃の設置 ◇園地の再編成 ・園地整備 ・改植 ◇共同利用機械 ・乗用型摘採機(茶複合管理機) ・乗用型防除機(茶複合管理機) ◇共同利用施設 ・防霜施設 ・品質管理制御施設		○国産原材料供給・利用協議会 (3者で構成) ・茶種の導入に応じた荒茶加工計画の策定 ・荒茶生産計画の策定 ・三・四番茶の多用途荒茶生産計画の策定 ・生葉の調達目標・荒茶生産目標の設定 ○品質の向上・高位安定栽培技術・機械化体系の実証普及 ・実証試験(茶種に応じた荒茶加工条件の実証等) ・品質分析(荒茶中カテキン、テアニン含量等の分析、荒茶段階の官能試験等) ・加工マニュアルの作成・普及、研修会の実施 ○高付加価値商品等の開発、試作、改良、試験 ・消費者・専門小売店との交流会の開催 ・荒茶加工精度向上技術の導入 ・最終製品に対応した荒茶加工技術の開発 ○安全性確保のための品質管理の徹底 ・生産工程管理(GAP、HACCP等)の導入 ・残留農薬分析 ○リースによる施設の導入 ・成分(カテキン、アミノ酸等)分析機器のリース ◇農産物加工処理施設 ・荒茶加工施設 ・品質評価管理施設 ・安全性管理施設 ◇物流施設等の整備 ・荒茶冷蔵貯蔵施設(ラック式荒茶貯蔵施設、除湿施設等)		○国産原材料供給・利用協議会 (3者で構成) ・市場調査の実施、新製品製造事業の実現可能性の調査(FS調査) ・市場調査に基づいた茶種の導入の提案 ・三・四番茶の活用方策の開発 ・リーフ茶製品製造目標の設定 ○高付加価値商品等の開発、試作、改良試験販売 ・消費者・専門小売店との評価会の開催(高品質深蒸茶、かぶせ茶の新製品等の評価) ・取扱いアイテム(仕上げ茶種)の多様化 ・ティーバッグ等、急須が不要な商品の開発 ・コーヒー等ドリンクチェーン、法人給茶サービス事業者、緑茶カフェ等向けの緑茶製品の試作・開発 ○安全性確保のための品質管理の徹底 ・生産工程管理(HACCP等)の導入 ○試作品・新商品の販売促進活動 ・消費地における販売促進活動の実施 ◇農産物処理加工施設 ・仕上茶加工施設 ・品質評価管理施設 ・安全性管理施設 ・ティーバッグ製造施設	

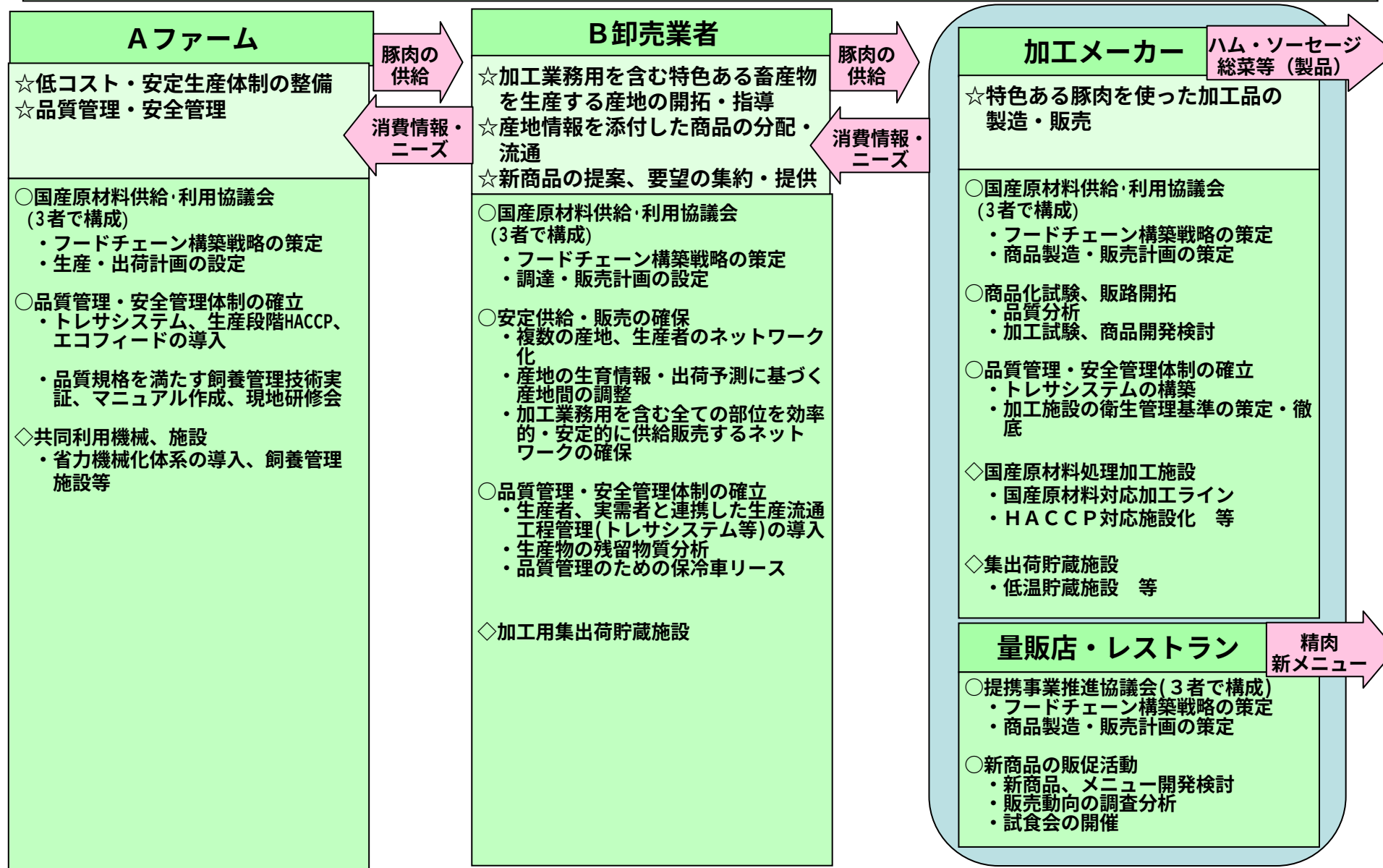
加工・業務用供給力強化対策（仮称）取組イメージ（なたね）

H製油は、産地（G農協）と提携して、なたね子実の安定調達を行い、搾油・精油してなたね油への加工を行いつつ、これを主原料にしてドレッシング等の高付加価値商品を製造するJ食品と提携して、高品質の国産なたね油の安定供給を担う。



加工・業務用供給力強化対策（仮称）取組イメージ（畜産）

B卸売業者は、Aファーム等の産地から特色のある（エコフィード、トレサ等）豚肉の調達を行い、生産履歴や品質管理を図りつつ、コンビニ等に惣菜等を納入する加工メーカーに対し、定時定量供給を行うとともに全ての部位を無駄なく効率的に配送・販売。



参考

鳥獣被害対策に関連する事業については、鳥獣害防止総合対策事業のほか主なものとして次のような事業があります。

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備や、捕獲鳥獣個体を地域活性化に有効活用するための施設整備等を支援します。
- ・中山間地域総合整備事業等
各種総合整備事業等において事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備等を支援します。
- ・森林・林業・木材産業づくり交付金
森林被害防止のための野生鳥獣被害防止施設（防護柵等）の設置等、NPO等による広葉樹の植栽や刈払い作業などの森林づくり活動を支援します。
- ・健全な内水面生態系復元等推進事業
内水面漁業被害防止のため、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査、追い払い、捕獲等を支援します。
- ・有害生物漁業被害防止総合対策事業
トド被害防止のための、広域的な観点からの駆除等の支援、一斉追い払い等効果的な追い払い手法の実証試験、トドに破られにくい強化網の開発等を実施します。

お問い合わせ先

農林水産省	生産局農業生産支援課 鳥獣被害対策室
〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
	TEL: 03-3502-8111 (代)
東北農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
	TEL: 022-263-1111 (代)
関東農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	TEL: 048-600-0600 (代)
北陸農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒920-8566	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
	TEL: 076-263-2161 (代)
東海農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2
	TEL: 052-201-7271 (代)
近畿農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
	TEL: 075-451-9161 (代)
中国四国農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒700-8532	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
	TEL: 086-224-4511 (代)
九州農政局	生産経営流通部農産課 鳥獣害対策係
〒860-8527	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
	TEL: 096-353-3561 (代)
沖縄総合事務局	農林水産部農畜産振興課 生産総合指導係
〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1
	TEL: 098-866-0031 (代)

鳥獣害防止総合対策事業

市町村が作成する被害防止計画に基づく箱わなの導入、緩衝帯の設置などのソフト面の取組、侵入防止柵の設置、捕獲鳥獣の肉処理加工施設の整備等のハード面の取組を総合的に支援します。



平成20年12月

生産局 農業生産支援課 鳥獣被害対策室

《事業の要件》

実施主体

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会であることが必要です。
※ハード事業については、市町村やＪＡ等も実施主体になれます。

被害防止計画

- 市町村において、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成する必要があります。

《ソフト事業》

1市町村当たり **200万円**まで国が負担します。(※)

※ 複数の市町村が連携して取り組む場合は、1市町村当たり20万円が加算されます。

被害防止のためのソフト的な取組を支援します。

以下のような取組を支援することが可能です。

- 箱わな等の捕獲機材の導入
 [箱わなの導入]
- 狩猟免許講習会への参加
 [狩猟免許の取得促進]
- 犬を活用した追い払い等、被害防除技術の導入・実証
 [緩衝帯の設置 (牛の放牧等)]
 [犬を活用した追い払い]
- 緩衝帯の設置
- 被害を発生させている鳥獣の生息状況調査
- 地域協議会の開催

《ハード事業》

費用の **1/2** (※) を国が負担します。

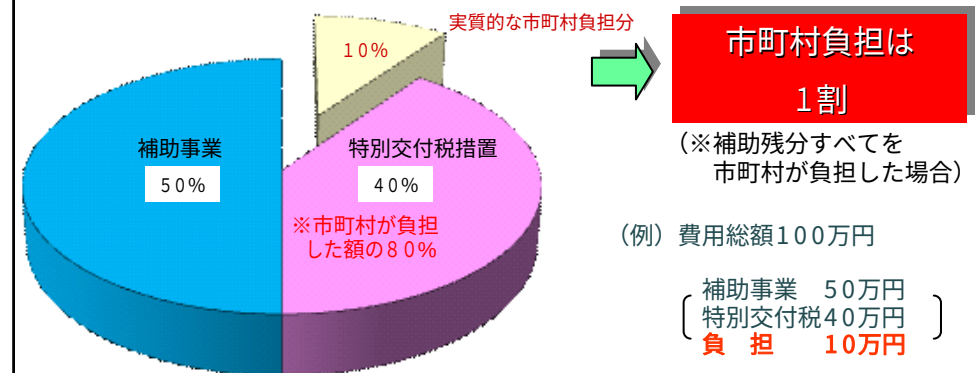
※ 沖縄県は2/3、5法指定地域は5/10以内です。

被害防止のためのハード的な取組を支援します。

以下のような取組を支援することが可能です。

- 侵入防止柵の設置
 [防護柵の設置]
- 捕獲鳥獣の肉等を活用する処理加工施設等の整備

侵入防止柵の設置にあたっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している場合は、かさ上げされた特別交付税措置と組み合わせると



※ ソフト事業、ハード事業とも、個人補助に該当するものは事業の対象となりません。

※ ハード事業については、受益農家が3戸以上であることが必要です。